

## 農地局所管農山漁村地域整備交付金交付対象事業実施箇所

(令和5年度)

事業名	事業型	地区名	実施主体	所在市町	事業費 (千円)	費用対効果	備考
農地整備	農業基盤整備促進事業 (定率)	中川	県	森町	95,000	-	土地改良法に基づかない事業実施のため未記入
水利施設整備	基幹水利施設保全型	都田川ダム	県	浜松市	844,641	-	土地改良法に基づかない事業実施のため未記入
水利施設整備	基幹水利施設保全型	須部2期	県	浜松市	591,000	-	土地改良法に基づかない事業実施のため未記入
水利施設整備	地域用水環境整備事業	菩提寺頭首工	県	河津町	100,000	1.85	

## 農地局所管農山漁村地域整備交付金交付対象事業 地区概要書

事業名	農地整備 農業基盤整備促進事業(定率)	
地区名	中川	
地区概要		
	関係市町	周智郡森町
	受益面積(ha)	17.5ha
	工期	令和5年度～令和8年度
	整備工種	農作業道、排水路
	総事業費(千円)	95,000千円
	総費用総便益比	—(要綱・要領に規定がないため、費用対効果算定なし)
1 事業の必要性・緊急性		チェック
	本地区は、良好な茶園が維持されているが、農道が狭いほか、老朽化などの影響により農道や排水路に損傷が見られ、効率的な営農の支障となってる。本事業では、農道を拡幅し乗用茶刈機をの導入を可能とし併せて排水路を整備することで農作業効率の向上を図る。	■
2 技術的可能性		チェック
	農道の拡幅改良、排水路整備といった一般的な工種であり、土地改良事業計画設計基準に準じた手法で整備可能である。	■
3 事業の効率性		チェック
	—	□
4 事業の熟度		チェック
	①受益者負担の可能性 森町では本事業に応分の負担を行うほか、負担限度額を設け受益者負担の軽減を行っているため十分負担は可能である。	■
	②地元調整状況 森町、耕作者を中心に事業推進体制が整っている。 耕作者説明会を行い、同意を得ている。 通常の維持管理は、耕作者を中心とした組織で実施する体制となっている。	■
	③受益地の設定の考え方 当該施設の利用する一体の茶園を受益地としている。	■
	④環境配慮の概要 工事施工中の騒音を抑制するため、空ぶかしの禁止やアイドリングストップ等の対策を行う。	■
	⑤事業実施要件の充足 農業基盤整備計画の策定・・・策定済み 事業費2,000千円以上・・・95,000千円 受益者2者以上・・・45者	■
	⑥協議事項 特段の協議事項なし	■

※項目を満たしている場合は「■」と表示し、満たしていない場合は「□」と表示する。

## 農地局所管農山漁村地域整備交付金交付対象事業 地区概要書

事業名	水利施設整備 基幹水利施設保全型	
地区名	都田川ダム	
地区概要		
関係市町	浜松市	
受益面積(ha)	2,427ha	
工期	令和5年度～令和10年度	
整備工種	本土工、洪水吐工、管理施設工、付帯施設工、テレメータ警報設備、ダム管理制御設備、電気通信設備、観測計器、係船設備	
総事業費(千円)	844,641千円	
総費用総便益比	—(要綱・要領に規定がないため、費用対効果算定なし)	
1 事業の必要性・緊急性		チェック
昭和61年度に完成し約30年が経過し、維持管理に必要な簡易補修や電気・通信設備等の施設の更新を実施してきたが、ダム本体や管理施設等の老朽化が進み、機能が大幅に低下して管理上不安定な状態である。効率的な機能保全対策工事を実施し、施設機能を長期的に保全する。また、本事業の整備対象施設が破損した場合、農地のみならず、家屋等の一般資産や主要道路等の公共資産への被害が出ることから、早急な整備が必要である。		■
2 技術的可能性		チェック
現行施設の補修等であり、土地改良事業計画設計基準に準じた手法であるため実施可能。		■
3 事業の効率性		チェック
該当なし(予算補助事業のため)		□
4 事業の熟度		チェック
①受益者負担の可能性		
・市負担のみ		■
②地元調整状況		
・機能保全計画に基づく計画である。施設は従来どおり、静岡県西部農林事務所が管理する。財産共有者の上水分(13.9%)については、令和4年度第1回共有財産管理委員会(R4.6.6開催)で議決を得ている。		■
③受益地の設定の考え方		
・用水掛かりを受益としている。		■
④環境配慮の概要		
・工事中は、排対型建設機械を使用し、環境に配慮する。		■
⑤事業実施要件の充足		
・施設機能の向上を主な目的としない…該当 ・「静岡県基幹的農業水利施設の機能保全に関する実施方針」に位置付けられた県営造成施設…該当 ・機能保全計画等が作成されている…作成済		■
⑥協議事項		
・警報局の移設を案の1つとして検討しており、R2.11.2に河川企画課と基本協議を実施済。 ・原則、河川区域内に入れないことで調整するが、やむを得ない場合は、その都度協議することとしている。		■

※項目を満たしている場合は「■」と表示し、満たしていない場合は「□」と表示する。

## 農地局所管農山漁村地域整備交付金交付対象事業 地区概要書

事業名	水利施設整備 基幹水利施設保全型	
地区名	須部2期	
地区概要		
関係市町	浜松市	
受益面積(ha)	2,427ha	
工期	令和5年度～令和10年度	
整備工種	須部水管理システム更新、須部ゲート巻上機更新、都田川ダム盤類更新	
総事業費(千円)	591,000千円	
総費用総便益比	—(要綱・要領に規定がないため、費用対効果算定なし)	
1 事業の必要性・緊急性		チェック
<p>本地区の基幹設備は、国営浜名湖北部農業水利事業(S50～H元)において、地域の主産品であるミカン農業の安定生産のために設置されたものである。その後、施設の老朽化が著しい一部施設において、県営事業にて補修・更新整備されたが、整備完了から10年以上が経過し、水管理システムの代用部品の製造停止から部品の確保が困難であるほか、近年の異常気象による故障の頻発で補修費が増大するなど今後の適正な維持管理に大きな不安があるため、早急に施設の整備を行い、安定した用機器要求の確保と管理費の節減を目指す。</p>		■
2 技術的可能性		チェック
<p>県内で機械設備工事の施工事例は多数あり、本事業の施工は技術的に十分可能である。</p>		■
3 事業の効率性		チェック
<p>該当なし(予算補助事業のため)</p>		□
4 事業の熟度		チェック
①受益者負担の可能性		
<p>・受益者負担の25%について、浜名湖北部用水土地改良区が負担する。</p>		■
②地元調整状況		
<p>・施設所有者である国(西関東土地改良事務所)、施設管理受託者(浜松市)、実施管理者(浜名湖北部用水土地改良区)から同意を得ている。施設の共有財産者である企業局についても、共有財産管理委員会において事業の承認を得ている。</p>		■
③受益地の設定の考え方		
<p>・浜名湖北部用水が供給される農業振興地域を受益地として設定している。</p>		■
④環境配慮の概要		
<p>・R4年度末に環境情報協議会を実施。</p>		■
⑤事業実施要件の充足		
<p>・施設機能の向上を主な目的としない…該当          ・「静岡県基幹的農業水利施設の機能保全に関する実施方針」に位置付けられた県営造成施設…該当          ・機能保全計画等が作成されている…作成済</p>		■
⑥協議事項		
<p>・西関東土地改良事務所、浜松市、浜名湖北部用水土地改良区、企業局と事業内容について同意済</p>		■

※項目を満たしている場合は「■」と表示し、満たしていない場合は「□」と表示する。

## 農地局所管農山漁村地域整備交付金交付対象事業 地区概要書

事業名	地域用水環境整備事業(単独魚道整備)	
地区名	菩提寺頭首工	
地区概要		
関係市町	河津町	
受益面積(ha)	2.4ha	
工期	令和5年度～令和7年度	
整備工種	魚道改修 N=1箇所	
総事業費(千円)	100,000千円	
総費用総便益比	1.85	
1 事業の必要性・緊急性	チェック	
魚道が設置されているが、老朽化が激しく魚の遡上が困難な状況となっている。		■
2 技術的可能性	チェック	
左岸の魚道及び右岸の落差プールを改良することで、魚が遡上し易い環境に整備する。		■
3 事業の効率性	チェック	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・総費用総便益は1.85&gt;1.0となっている。</li> <li>・年総効果額の大半を景観・環境保全効果が占めている。</li> </ul>		■
4 事業の熟度	チェック	
①受益者負担の可能性		
・負担割合は国50%、県25%、地元25%で、地元の負担は河津町のため、受益者負担は無い。		■
②地元調整状況		
・年に1回開催される「内水面漁業協同組合協議会」の中で、河津川非出資漁業協同組合より、毎年、魚道の改修要望が出ている。		■
③受益地の設定の考え方		
・菩提寺頭首工の慣行水利権を所有する農地を受益として設定している。		■
④環境配慮の概要		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年12月14日に環境情報協議会を開催済</li> <li>・生息魚種であるアユ、ウグイ、モクスガニなどが遡上できるよう配慮した設計とする。</li> <li>・施工にあたっては濁水対策等を行い、生息魚類、周辺環境への影響を最小限とする。</li> </ul>		■
⑤事業実施要件の充足		
・前後一連の区間の魚道が整備され、又は整備が予定されている農業水利施設で、当該施設の魚道が整備されていないため、魚類の遡上の障害となっていることが明らかであるもの……該当		■
⑥協議事項		
・二級河川河津川の河川基本協議について、令和4年度に河川管理者である静岡県河川砂防局と実施		■

※項目を満たしている場合は「■」と表示し、満たしていない場合は「□」と表示する。